

## 障害者自立支援法における補聴器の名称変更についての解説

日本聴覚医学会 福祉医療委員会  
(平成20年9月)

平成20年4月1日から、障害者自立支援法に基づいて補装具購入等の費用額の算定に必要な補聴器の名称が変更された。補聴器費用支給に関する医学的判定書を作成する耳鼻咽喉科医師は、この変更（障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の改正＝厚生労働省告示第147号）に基づいて判定書を記載しないと、判定の趣旨と異なる機種が費用が給付される恐れがある。

変更された項目は以下の通りである。

旧名称	新名称
箱形	ポケット型
標準用箱形	高度難聴用ポケット型
高度難聴用箱形	重度難聴用ポケット型
耳掛形	耳掛け型
標準型耳掛形	高度難聴用耳掛け型
高度難聴用耳掛形	重度難聴用耳掛け型
挿耳形	耳あな型
骨導型箱形	骨導式ポケット型
骨導型眼鏡形	骨導式眼鏡型
眼鏡形	眼鏡型
高度難聴用コード交換	重度難聴用コード交換
高度難聴用イヤホン交換	重度難聴用イヤホン交換
骨導型箱形レシーバー交換	骨導式ポケット型レシーバー交換
眼鏡形平面レンズ交換	眼鏡型平面レンズ交換
骨導型爬箱形ヘッドバンド交換	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換

これまでは身体障害4級・6級の障害者が支給対象であった「標準型」は「高度難聴用」とされ、2級・3級が対象とされた「高度難聴用」は「重度難聴用」と変更された。たとえば、「標準型耳掛形」は「高度難聴用耳掛け型」となり、「高度難聴用箱形」は「重度難聴用ポケット型」という名称になる。「標準型」の名称が「高度難聴用」に変更されたのは、身体障害は高度難聴者を対象としているため、高度難聴者に対する補聴器の名称として標準型よりは高度難聴用とした方が対象と器具の名称が一致するためである。補聴器そのものの規格を変更したわけではない。「標準型」は身体障害に該当しない中等度以下の難聴者用として区別したものと思われる。また、平均聴力90dB以上は重度難聴に分類されることがあることから、高出力型を「高度難聴用」から「重度難聴用」に変更したものである。修理用部品の名称も、それぞれ上記のように新名称を冠した名称に変更された。これにともない、補装具費支給事務取扱指針についても用語が変更されたが、内容自体の変更はない。

最後にこの名称変更は、あくまでも身体障害者に補聴器購入費用を給付するときの呼称であり、JIS規格、薬事法や日本聴覚医学会用語における補聴器の名称とは一致しない場合もある。また、学術誌投稿や学会発表の際にこの呼称が必須ではないことを追記しておく。